

規約の改正について（案）

第9回定期大会決定にもとづいて設置された「規約・規則検討委員会」は4回にわたって検討委員会を開催し規約・規則等について検討してきました。その検討結果にもとづき、94年8月の評議員会において「規則の一部改正」がおこなわれましたが、規約については、改正がおこなわれずに今日までできました。検討委員会の答申にもとづき、愛労連活動を円滑にするため、以下の通り規約改正（案）を提案します。

左ページに現行、右ページに改正案を示してあります。

現 行

愛知県労働組合総連合規約

第1条（名称と所在地）

1. この組合は、愛知県労働組合総連合（略称、愛労連）といい、英語名を〇〇〇〇〇〇〇〇（略称、Airoren）という。

第9条（加盟組合の自主性・権利・義務）

4. 加盟組合は、別に定める額の組合費を納入しなければならない。

改正案

愛知県労働組合総連合規約

第1条（名称と所在地）

1. この組合は、愛知県労働組合総連合（略称、愛労連）といい、英語名を Aichi Prefectural Federation of Trade Unions（略称、Airoren）という。

第9条（加盟組合の自主性・権利・義務）

4. 加盟組合は、組合費等を納入しなければならない。

第四章 機関

第10条 (機関の種類)

愛労連に次の機関を置く。

- ① 大会
- ② 評議員会
- ③ 幹事会
- ④ 補助機関

第13条 (特別代議員)

1. 評議員会の決定により、協議会等補助機関の代表は特別代議員として大会に出席する。
2. オブザーバー加盟組合は、特別代議員として大会に出席する。

第22条 (事務局)

2. 事務局は、専従役員および書記をもって構成する。
3. 書記の雇用に関わっては、幹事会の決定により議長がおこなう。
4. 事務局の運営については別に定める規則による。

第23条 (補助機関)

愛労連の事業を円滑におこなうため、大会または評議員会の議を経て、部会・協議会(大産業別、青年、婦人など)、専門委員会、ブロック協議会などをおくことができる。

第四章 機関等

第10条 (機関の種類)

- ④ 補助機関を削除する。

第13条 (特別代議員)

1. オブザーバー加盟組合は、特別代議員として大会に出席する。
2. 評議員会の決定により、協議会等の代表は特別代議員として大会に出席することができる。

第22条 (専門部)

幹事会は、能率的かつ専門的に処理するため、専門部をおく。
(現行規約第24条第1項を改正し第22条とする。)

第23条 (事務局)

2. 事務局は、専従役員および事務局員をもって構成する。
3. 事務局員の雇用に関わっては、幹事会の決定により議長がおこなう。
4. 専従役職員の賃金・労働条件等は別に定める規則による。

第24条 (部会・協議会等)

愛労連の事業を円滑におこなうため、大会または評議員会の議を経て、部会・協議会(大産業別、青年、婦人など)、専門委員会、ブロック協議会などをおくことができる。

第24条（専門部）

1. 愛労連の業務を能率的かつ専門的に処理するため、専門部をおくことができる。
2. 専門部の組織等については評議員会が定める。

第26条（役員の任務）

各役員の任務は次のとおりとする。

5. 幹事は、それぞれ幹事会の業務を分担してその責に任ずる。

第27条（役員の選出および任期）

3. 前条で若干名となっている役員の定数については、その都度大会前の評議員会において決定する。
5. 役員に立候補しようとするものは、所属組合の推薦または青年協議会・婦人協議会の推薦を必要とする。ただし、青年協議会・婦人協議会から推薦する場合は候補者の所属組合の同意を必要とする。

第29条（組合費等）

2. 組合費等は、別に定める額を、各加盟組合が翌月10日までに納める。
3. 組合費等の納入方法等については別に定める規則による。

第24条第2項は削除する。

第26条（役員の任務）

各役員の任務は次のとおりとする。

5. 幹事は、それぞれ幹事会の業務を分担して任にあたる。

第27条（役員の選出および任期）

3. 第25条で若干名となっている役員の定数については、その都度大会前の評議員会において決定する。
5. 役員に立候補しようとするものは、所属組合の推薦を必要とする。なお、青年協議会・婦人協議会からも推薦することができる。その場合は候補者の所属組合の同意を必要とする。

第29条（組合費等）

2. 組合費等の額は大会で定める。各加盟組合が翌月10日までに納める。
3. 大会または評議員会の議決により、臨時に資金を徴収することができる。